4. 少林寺拳法競技大会実施要項

(1) 競技種目 運用法を行う。 小学生は男女混合とする。中学生は男女別に行う。 個人戦…各学年別に行う。

団体戦…小学生は3部門に分けて行う。低学年の部…1~2年生、中学年の部…3~ 4年生、高学年の部…5~6年生 中学生は男女に分けて行う。

個人戦	団体戦	
小学1年生の部	小学生低学年の部	
小学2年生の部	八子生似子中(7)前	
小学3年生の部	小学生由学生の初	
小学4年生の部	小学生中学年の部	
小学5年生の部	小学生高学年の部	
小学6年生の部	八子生向子平(7司)	
中学1年生男子の部		
中学 2 年生男子の部	中学生男子の部	
中学3年生男子の部		
中学1年生女子の部	中学生女子の部	
中学2年生女子の部		
中学3年生女子の部		

(2) 競技方法

個人戦

- ・学年ごとに、16名でのトーナメント方式で行う。
- ・小学生の場合、男女混合とする。中学生は男女に分ける。
- ・中学生の場合は、申し込み状況に応じて、学年を統合する場合がある。
- ・怪我などにより、途中競技が出来なくなった場合は棄権となる。代理の出場は認めない。

団体戦

- 各クラスのトーナメント方式とする。
- ・選手3人+補欠2名の計5名のチームとする。
- ・選手交代はチーム内のみで行う。チーム外からの交代は禁止する。
- ・小学生は低学年、中学年、高学年、中学生は男子、女子に分けて行う。
- ・抜き勝負とする(剣道の玉龍旗方式)。よって、チームの編成上、やむを得ず2名、1名の参加になる場合でも可とする。ただし、なるべく1名での出場は避けること。
- ・オーダーは試合ごとの組み替えは可とする。試合途中での組替は認めない。

ポイント

技あり…5点 有効…2点とする。どちらかが10点に達した時点で、競技終了とする。

- ・蹴りに関して、技あり程度の効果が認められる場合でも、甲蹴りの場合は、有効止まりとする。 ただし、脚刀蹴り(脛での振蹴)の場合は、技ありまで認める。
- ・上段の突きに関して、技あり程度の効果が認められる場合でも、相手に当たった場合(態勢上已むを得ない場合に限る)は、有効止まりとする。故意に当てたとみなした場合は、警告、注意、 失格とする。
- ・個人戦の場合、ポイントが同点で競技終了した場合は、延長を行う。延長の場合、5点先取で競技終了とする。延長終了時点で、尚同点の場合は審判団の協議により優劣を決する。
- ・団体戦の場合、最終戦で双方ポイントが同点引き分けで競技終了した場合は、代表者を選出して延長を行う。延長の場合、5点先取で競技終了とする。延長終了時点で、なお同点の場合は審判団の協議により優劣を決する。その場合の判定材料は代表戦のみとする。
- ・反則などの違反行為があった場合は、1回目は警告とし、2回目は注意とし5点減点、3回目は 失格とする。また、マナー違反に関しても同様の措置を行う。あまりにひどい場合は、審判団 の協議により、即失格とする。
- ・体格、体力、技量の差が歴然としている場合は、審判団の協議により競技を中止することができる。その場合は、優勢な方にポイント 10 点を与え競技を終了する。

時間

全てランニングタイムとし、以下のように定める。

資格	時間	延長戦
小学生 1~2 年生	1分	30 秒
小学生 3~4 年生	1分30秒	45 秒
小学生 5~6 年生	1分30秒	45 秒
中学生	2 分	1分

※時計は基本的に止めないが、必要があれば主審の判断で時計を止める事ができる。

防 具

- ・防具については、ヘッドカード(前面にカバーがあるもの)、連盟公認ボディプロテクター(二重 胴)、ファウルカップ(男子のみ)、拳サポーターの 4 点を着用する。ただし、小学生の胴に関しては、従来使用のもの(1 枚胴・表面の柔らかいもの)の使用も可とする。
- ・防具は原則1人1セット持参とするが、団体戦の場合は2セットあれば可とする。
- ・拳サポーター以外のサポーター、テーピング等の使用を認めない。特別な事情がある場合は、 大会実行委員会に申し出て許可を得る事。許可が出た場合は、使用可能とする。

ルール

- ・上段への加撃は、ヘッドガード前面への直突きを原則とし、全て寸止めとする。裏拳打ち、鈎 突き、振突き、及びヘッドガードの側面部、背面部への加撃は禁止する。また、上段への蹴り はすべて禁止する。
- ・胴への突き、打ち、蹴りは可とする。肘当、掌拳打ち、膝当ても可とする。
- ・禁止技、行為は以下の通り。
 - ◇下段への蹴り技、刈足 ◇掬投げ、掬首投げ、虎倒し ◇投げ技全般 ◇相手に故意に継続的に組み付くこと、袖や襟を掴むこと ◇倒れた相手への加撃 ◇金的への加撃
 - ◇組み付いてからの投げ技、腰や背に乗せての投げ技
- ・足底での足払いは可とする。ただし、膝関節から上は禁止する。
- ・体構えは少林寺拳法の構えとする。
- ・危険と認められる技については、審判員の判断で使用を制限することができる。

以上、連盟規則抜粋

- ・攻守分けずに自由攻防とする。
- ・小学生 1~2 年生に関しては、上段突きのポイントはとらない。中段のみのポイントとする。ただし、フェイントは可とする。
- (3) 審 査 少林寺拳法連盟認定の佐賀県審判員より、3名を配置する。
- (4) その他 ① 道衣は、(財)少林寺拳法連盟競技規則服装規定の定めるものとし、道衣以外の もの(胴、はちまき、ワッペン)の着用は禁止する。
 - ② ゼッケンを着用すること
 - ③ 参加申込書・・・・・様式4